

第1回専門委員会における意見

資料2

議事4: 北海道建設産業支援プラン2013推進事業について

		意見	具体的な対応内容
意見①	安達委員	北海道建設業サポートセンターの建設業相談業務を更にPRしたほうがいい。	各建設管理部の入札契約課でも、積極的に業者へPRを行います。

議事5: 北海道建設産業支援プラン2013の検証骨子(案)について

		意見	具体的な対応内容
意見②	渡辺委員	支援プランは建設業がメインであることは理解しているが、測量設計業に関して、データがない。	ページ2-2:第2章(2)建設関連業の登録業者数、ページ2-3:(3)建設関連業への委託実績を記載します。
意見③	〃	測量設計業は合併しても、優遇策がない。建設業と課題は違うので、少しでも検討してほしい。	現在のところ、国において、測量設計業をランク付けするような動きはありません。(ランク付けがなければ、優遇措置がとれません。)
意見④	〃	測量設計業には、ランク付けがないが、今後、どうなるのか。	現在のところ、国において、測量設計業をランク付けするような動きはありません。(ランク付けがなければ、経営事項審査が必要ありません。)

議事6: 新プランの課題検討について

		意見	具体的な対応内容
意見⑤	小磯委員	建設業は社会資本整備と防災など幅広く地域を支えている地域づくり産業であり、道として、しっかり支援していくとの考えが必要。	ページ1-1:第1章「1 策定の趣旨」、ページ5-1:第5章「本プランの施策・取組の展開」などで記載します。
意見⑥	〃	建設業は土地・空間に対して、地域づくりを支えていく、地域にとって非常に大事な産業。	同上
意見⑦	〃	建設業の悪いイメージを払拭することが大事。	ページ4-2:第4章「2 人材の確保・育成」でイメージが悪いことに言及し、ページ5-4:第5章でイメージアップの施策を記載します。
意見⑧	〃	生産性向上には、労働力の平準化などいろいろな工夫が必要。	ページ5-3:第5章「1(2)生産性の向上」で施策を記載します。

		意見	具体的な対応内容
意見⑨	堤委員長	建設業も、リスクヘッジのために、他分野進出してはどうか。	ページ5-6:第5章「4(1)新分野や道外などへの進出」で、記載します。
意見⑩	小磯委員	建設業が他分野へ進出することは、必ずしもうまくいくとは限らない。	ページ4-4:第4章「4(1)新たな市場への進出」で、新たな市場への進出は容易でないことを記載します。
意見⑪	安達委員	様々な分野に挑戦しているケースが多い。	メールマガジン等で紹介します。
意見⑫	中山委員	農業に進出した会社は撤退している。頑張っている例を教えてください。	ページ4-4:第4章「4(1)新たな市場への進出」で、新たな市場への進出は容易でないことを記載します。 メールマガジン等で紹介します。
意見⑬	〃	週休2日制は農業土木など工事の種類によって、難しい。また、週休2日制にしても、休みの日に他の現場に行く人もいます。	ページ4-3:第4章「2 人材の確保・育成」で、週休2日の導入は難しいことを記載します。
意見⑭	濱野委員	若年労働者が業界に入っていない。	ページ4-2:第4章「2 人材の確保・育成」で、人材の確保が困難であることを記載します。
意見⑮	〃	仕事が一時的に忙しく、冬にないという状況がある。平準化されていない。	ページ4-2:第4章「1(2)生産性の向上」で課題として記載します。
意見⑯	〃	建設業とは、どういうものであるか、整理が必要。	ページ2-7:第2章「3 建設産業の特性」を記載します。 建設産業の全体の関係を図にしたもので説明します。
意見⑰	小磯委員	建設業とは何かというのを明快に定義するのは、難しい。建設業の実態は、建設産業群。	ページ2-7:第2章「3 建設産業の特性」を記載しています。 建設産業の全体の関係を図にしたもので説明します。
意見⑱	安達委員	北海道として、週休2日のモデルを提案してはどうか。	ページ5-4:第5章「2(1)働き方改革」の取組で記載します。
意見⑲	渡辺委員	除雪業者など、地域を守る会社の存続が大事。	ページ5-1:第5章「本プランの施策・取組の展開」などで記載します。
意見⑳	〃	建設業は、供給過剰の部分もあるが、足りなくなっている部分も出てきている。	ページ4-5:第4章「4(4)企業の承継問題」で記載します。
意見㉑	〃	測量は冬期に調査ができないので、早期発注が必要。	ページ4-2:第4章「1(2)生産性の向上」で記載します。

2 建設産業の現状

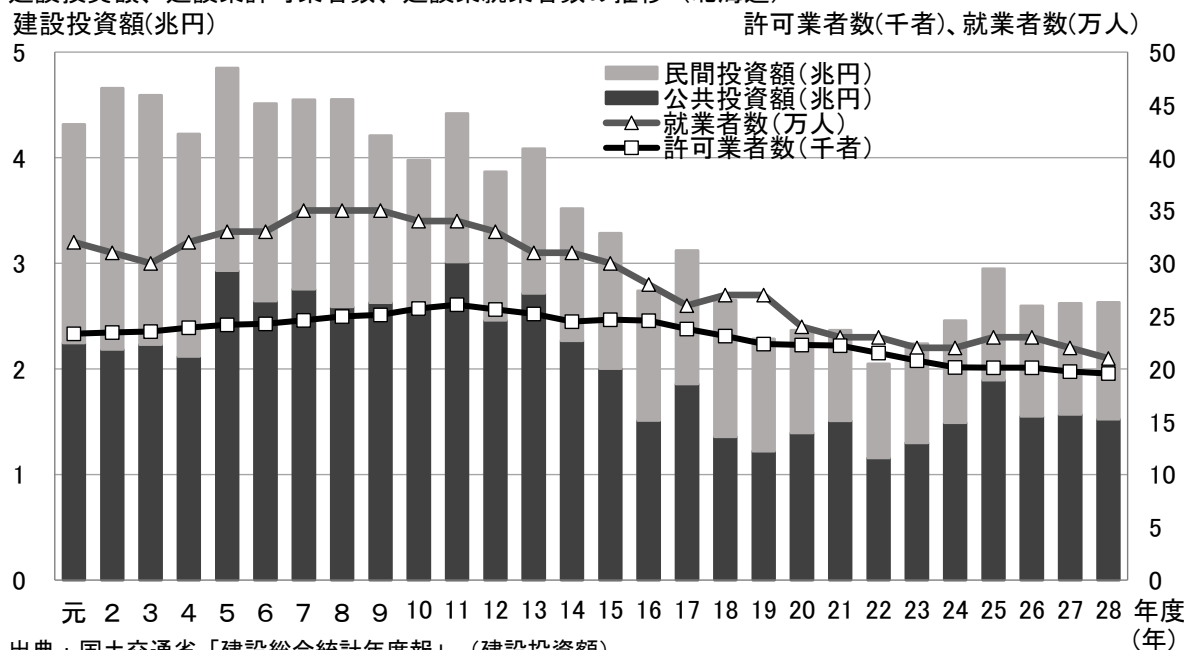
(1) 建設投資額・許可業者数・就業者数

道内の建設投資額は、平成5年度の約4.85兆円をピークに減少傾向にありましたが、平成22年度の約2.05兆円を底として、近年は増加傾向にあるものの、平成28年度は約2.63兆円でピーク時の約54%になっています。

道内の建設業許可業者数は平成11年度の26,076者をピークに減少してきましたが、近年は横ばいで推移し、平成28年度は19,557人でピーク時の75%になっています。

道内の建設業の就業者数は、平成7～9年の約35万人をピークに減少傾向にあり、平成25年に回復したものの、平成27年以降再び減少し、平成28年は約21万人でピーク時の約60%になっています。

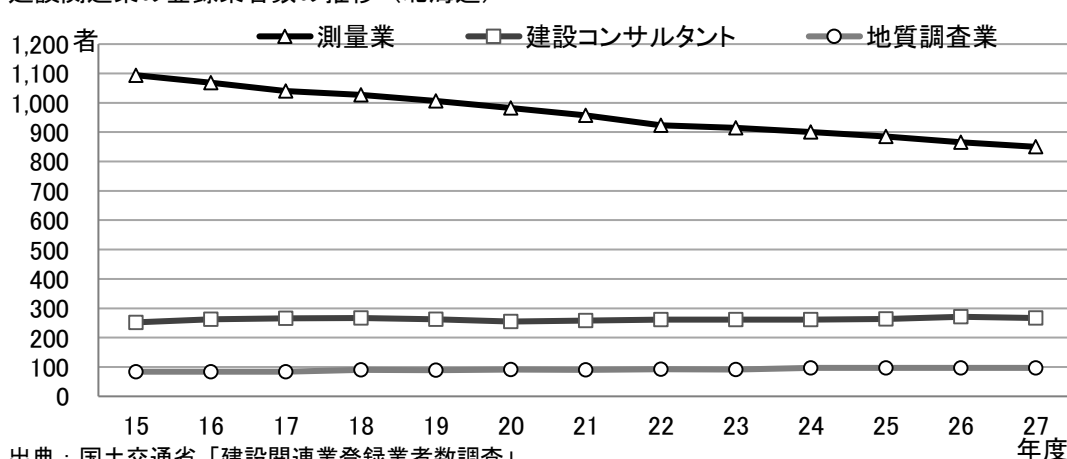
建設投資額、建設業許可業者数、建設業就業者数の推移（北海道）



(2) 建設関連業の登録業者数

道内の建設関連業の登録業者数は、測量業は減少傾向にありますが、建設コンサルタント及び地質調査業は横ばいで推移しています。

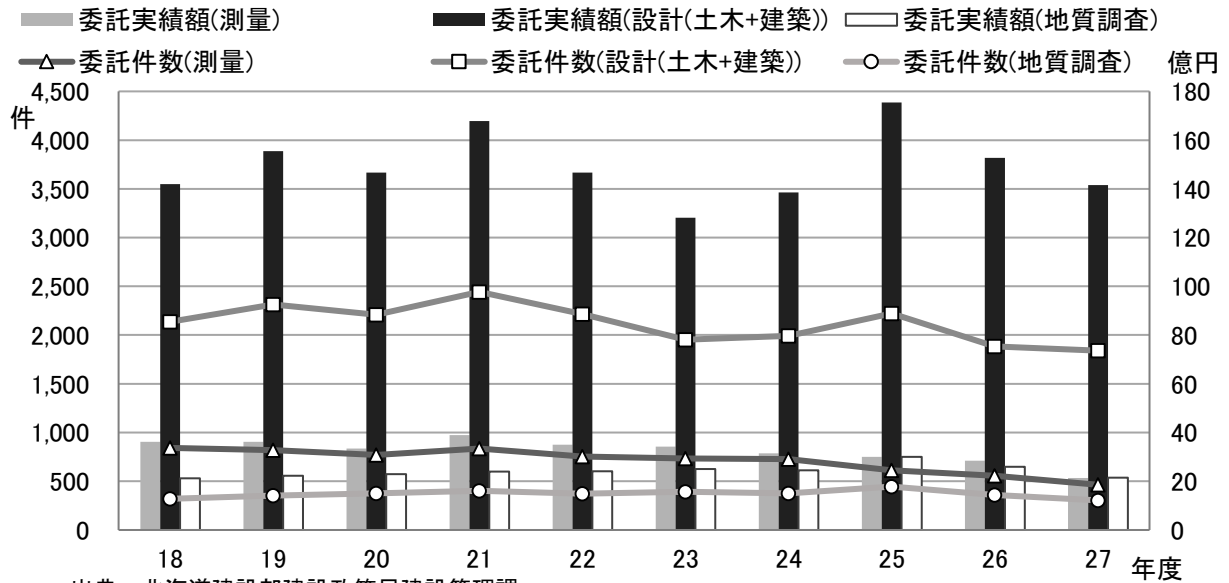
建設関連業の登録業者数の推移（北海道）



(3) 建設関連業への委託実績

道建設管理部発注の測量、設計（土木及び建築）に係る委託件数、委託実績額は、おおむね減少傾向にあり、地質調査では、おおむね横ばい傾向にあります。

測量、設計、地質調査別委託実績件数、額の推移（北海道建設管理部）

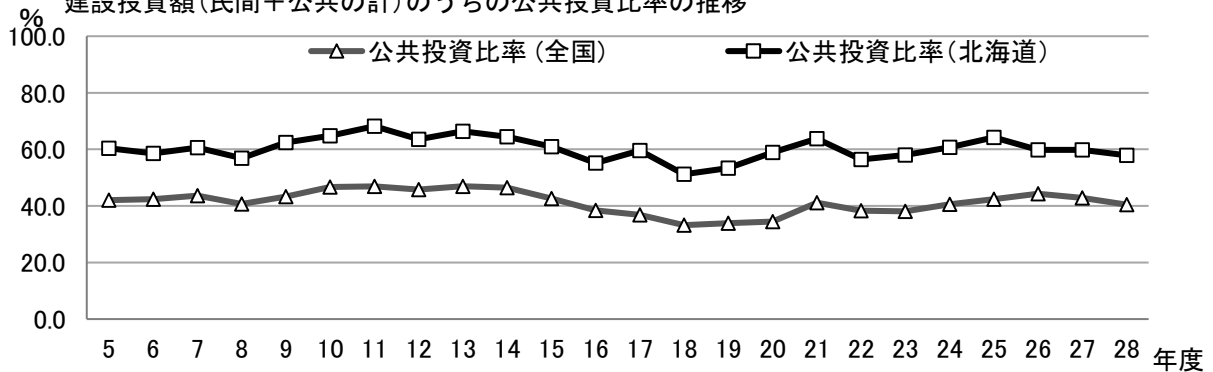


出典：北海道建設部建設政策局建設管理課

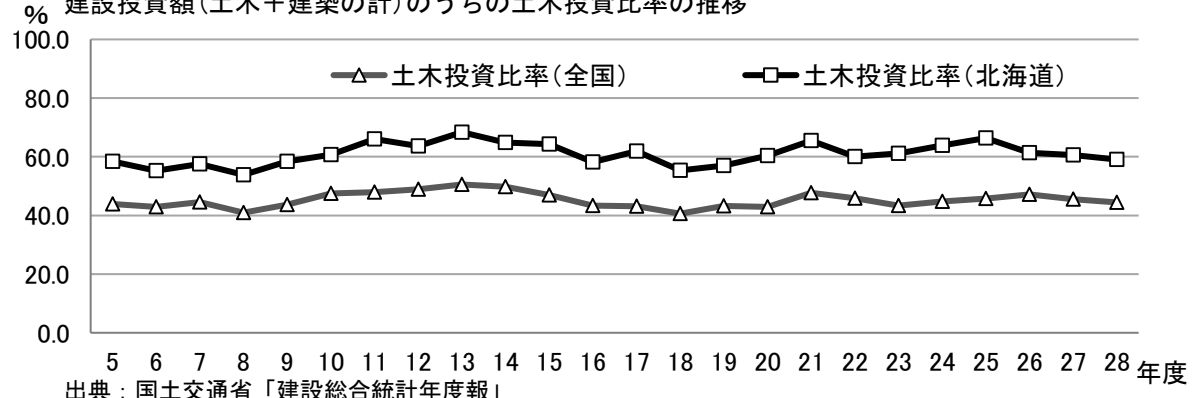
(4) 建設投資額の民間・公共及び建築・土木別構成比

道内の建設投資額に占める公共投資額の割合は、平成28年度で57.9%となっており、全国の40.5%に比べて高い割合となっています。また、道内の建設投資額に占める土木の割合は、平成28年度で59.1%となっており、全国の44.4%に比べて高い割合となっています。

建設投資額(民間+公共の計)のうちの公共投資比率の推移



建設投資額(土木+建築の計)のうちの土木投資比率の推移



出典：国土交通省「建設総合統計年度報」

## 第1章 プランの策定にあたって

## 1 策定の趣旨

北海道の建設産業<sup>(1)</sup>は、道民生活や社会経済活動の基盤となる、道路や河川などの社会資本整備や住宅などの建築のほか、日ごろの維持管理や施設の長寿命化の対応、さらには、地震や台風などの自然災害発生時において、通行止め等の初期対応や被災後の迅速な復旧に努め、道民生活の早期回復に資するなど、本道の発展や地域の安全・安心な生活に重要な役割を果たしています。

また、地域に根ざした建設産業は、地域の雇用創出や事業活動による地域経済発展に寄与するという地域づくり産業でもあります。

こうしたなか、建設投資額は平成5年度をピークに、平成22年度まで減少していたほか、建設業就業者も減少しており、経営環境は厳しい状況にありました。

そのため、道では、平成10年から、建設産業振興のための取組を進めてきており、平成20年からは「北海道建設産業支援プラン」、平成25年からは「北海道建設産業支援プラン2013」（以下、「前プラン」という。）を策定し、様々な取組を行ってきました。

現在、前プラン策定時のような大幅な建設投資額の減少はないものの、全産業的に生産年齢人口の減少が進む中、建設業就業者の減少も止まらず、将来にわたる建設工事の品質確保とその担い手の中長期的な確保・育成に関する懸念が高まっています。また、平成28年夏に連続して上陸した台風による災害のように、近年の本道では、局地的な集中豪雨が相次いで発生するなど、これまでも増して、地域の安全・安心の確保が重要となっています。

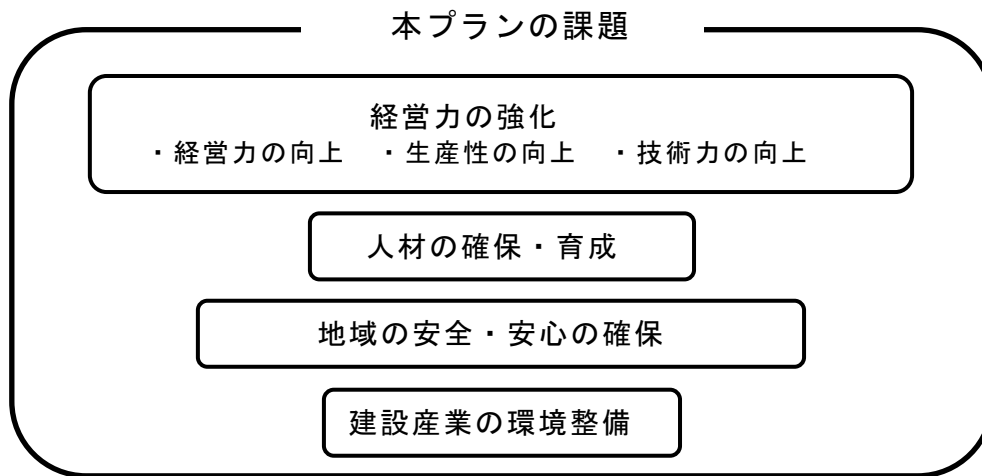
こうしたことから、引き続き、建設産業の持続的発展に向けて、今回、道としての支援施策を総合的に取りまとめる新たな支援プラン「北海道建設産業支援プラン2018」（以下、「本プラン」という。）を策定しました。

なお、本プランは、北海道建設業審議会に設置した「建設産業の振興に関する専門委員会」や地方建設業協会などの関係団体からいただいた意見、パブリックコメントの実施結果、さらには前プランの検証結果や建設業者などへのアンケート調査結果も踏まえて、取りまとめました。

※本プランでは、主に建設業に関する記述については、“建設業”を用い、建設業と建設関連業の両方に関する記述については、“建設産業”を用います。

## 第5章 本プランの施策・取組の展開

第4章では、建設産業の課題を次のように整理しました。



本道の建設産業は、道民生活や社会経済活動の基盤となる社会資本整備はもとより、自然災害に対しては、地域の安全・安心を守るために、地域の先頭に立ち、迅速な復旧に努めています。また、地域の雇用創出や地域経済発展に寄与するという地域づくり産業であり、地域にとっては欠くことのできない産業です。

このようなことから、本プランにおいては、「地域の安全・安心に欠かせない建設産業の持続的発展」を基本方針とします。

さらに、その基本方針達成のための目標として、

「将来に続く経営力の強化」

：企業が将来にわたって持続的な経営を可能とするためには、そのベースとなる「経営力」、「生産性」、「技術力」の向上が必要

「技術をつなぐ担い手確保・育成の強化」

：企業の存続や技術の承継のためには、継続的な人材の確保や育成が重要となっており、働き方改革や担い手確保・育成などが必要

「地域の安全・安心の確保」

：大規模自然災害が頻発する中、地域の安全・安心を守るためには、企業の地域に根ざした地域力の強化が必要であり、そのためには、建設産業と市町村の連携も必要

「建設産業の環境整備」

：建設産業の持続的発展には、建設産業を取り巻く様々な事業実施環境が整っていることが必要

## (2) 生産性の向上

建設産業では、建設投資額が減少していたことや少子高齢化の進行、建設業の就業環境のイメージが悪いことなどから、建設業就業者の減少が続いており、担い手対策が重要となっています。

また、現在、国において、働き方改革の検討が進められており、建設産業においても、週休2日の導入や、長時間労働の是正が求められています。

担い手対策や働き方改革を実行するためには、今までよりも少ない人数で同等の成果を出す必要があります、生産性の向上が不可欠のものとなっています。

生産性の向上には、ICTの積極的活用や、国が進めている「i-Construction」の運用が必要となりますが、それらの導入には、初期投資に高額な費用がかかることや、大規模な工事を実施しない中小企業でも対応可能な生産性の向上が課題となっています。

また、工事のピーク時には人員が不足することから、工事の平準化や早期発注を求める声が多くなっているほか、北海道は積雪寒冷地であり、冬期間の施工に大きな制約を受けることから、工事の早期発注や適期施工が求められています。

## (3) 技術力の向上

平成26年に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、将来にわたる公共工事の品質確保が重要とされ、発注者や受注者の責務が明確にされています。

建設産業は、地域の安全・安心を守る使命から、災害時にも強い良質な社会資本を整備できる能力が求められています。

また、インフラの長寿命化など維持管理、更新等に係るコストを縮減、平準化する取組を進めていますが、今後の社会資本整備においても、維持管理の負担が少ない構造物等を造るための技術力が必要となっています。

さらには、営業利益の確保の上でも、技術力の向上により、無駄のない建設作業を行っていく必要があります。

## 2 人材の確保・育成

建設産業が持続的に発展するためには、その基本となる人材が重要な財産であり、技術の承継においても、継続的な人材の確保、育成が欠かせないものとなっています。

しかしながら、少子高齢化の進行のほか、建設産業に対するイメージから、多くの企業において、人材の確保が難航しており、地域によっても、工業高校のありなしや、若い人の都会志向により、入職の状況が違うとの意見もあります。

建設業者や若年労働者に対して実施したアンケートにおいては、建設業が人材不足になる理由として、業界のイメージ(キツイなど)が悪いという理由のほか、

## 2 技術をつなぐ担い手確保・育成の強化

### (1) 働き方改革

建設産業は、他の産業に比べ、週休2日の導入や長時間労働改善などの対応が遅れており、建設業就業者の入職が進んでいないことから、就業環境の改善が必要となっています。

このため、主な具体的施策・取組としては、

- ・「ほっかいどう働き方改革支援センター」<sup>(19)</sup>などを設置し、就業環境の整備に係る相談や、労働関係法制などの普及啓発を行います。
- ・「北海道あったかファミリー応援企業登録制度」<sup>(20)</sup>の実施などにより、両立支援に係る法や制度の普及啓発を行います。
- ・建設労働者の労働環境を積極的に整備している企業の表彰を行います。
- ・ICTを活用した書類等の簡素化や施工簡略化を図り、週休2日制工事の導入、超過勤務の削減に努めます。
- ・労働市場の実勢価格を把握し、適切な賃金水準の確保を図ります。
- ・早期発注や、余裕のある工期の設定に努めるなど、施工時期等の平準化に努めます。
- ・安全パトロールを実施し、施工体制や安全対策等の適正化について指導・啓発を行います。
- ・総合評価落札方式による入札で、主任技術者等の教育や、新卒者等の雇用、通年雇用化など、人づくりの強化に取り組む企業に対する評価を行います。
- ・建設業退職金共済制度の加入状況等の把握や、社会保険の未加入企業への是正指導等を行います。
- ・建設業団体や道発注工事の請負業者等に対して、一人親方等に対する労災保険の特別加入制度の周知を図ります。

### (2) 担い手の確保

建設業就業者数は引き続き減少しており、建設産業の持続的発展のためには、担い手の確保が喫緊の課題となっております。

このため、「(1) 働き方改革」で記載した施策・取組のほか、主な具体的施策・取組としては、

- ・「北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会」において、建設業団体、職業訓練機関、関係行政機関等が技術者・技能労働者などの担い手の現状や課題に関する認識を共有し連携を強化するなど、担い手の確保・育成の取組の効果的な推進につなげます。
- ・「北海道建設業サポートセンター」やメールマガジンなどで、各種支援施策などの情報提供や、建設産業の役割、重要性の発信を行います。
- ・建設産業が担っている、道路や河川などの社会資本整備や住宅などの建築などについて、広く道民に紹介するためパネル展を開催します。



## 【意見⑧】

- ・中小企業の支援のため、道は、「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」により、中小企業者の受注機会の確保に努め、さらに、国、ＪＲ北海道、東日本高速道路（株）、（独）鉄道建設・運輸施設整備機構 鉄道建設本部北海道新幹線建設局などの発注機関に対し、受注機会の拡大のための措置を講ずるよう要請します。
- ・民間需要の開拓や拡大のため、住宅関連事業などの普及促進に取り組みます。

### （２）生産性の向上

建設産業における人材の確保が困難な中、各企業が安定的な経営を行うには、少ない就業者においても今までと同様の成果を上げることが必要であり、様々な省力化の取組やＩＣＴの導入などによって、工事施工や業務実施の一層の効率化を図ることが重要です。

このため、主な具体的施策・取組としては、

- ・ＩＣＴに対応した建設機械での施工や測量機器による出来高管理などのＩＣＴを活用し、工事現場における施工の簡略化や書類作成の省力化による生産性の向上を図ります。
- ・ＩＣＴなどを持たない建設業者に対しては、建設現場における現場打ちコンクリートの施工方法の簡略化、コンクリート構造物のプレキャスト化などを推進します。
- ・建設工事のコスト縮減などのために新技術を積極的に活用します。
- ・早期発注や、余裕のある工期の設定に努めるなど、施工時期等の平準化に努めます。

### （３）技術力の向上

平成２６年の品確法の改正以降、将来にわたる建設工事の品質確保が重要となり、より一層の技術力の向上が求められています。

このため、主な具体的施策・取組としては、

- ・技術の向上や品質確保を目的に、優秀な建設業者、現場技術者、建設コンサルタントなどを表彰します。
- ・総合評価落札方式の入札において、技術力の向上に取り組む企業を評価します。
- ・経常建設共同企業体の結成により、継続的な協業関係を確保する企業の活用を図ります。
- ・建設工事のコスト縮減、安全・安心の確保、環境保全やリサイクルの推進などの新技術情報を募集し、積極的な活用を進めます。
- ・技術講習会などの開催などにより、技術力の向上を図ります。

## 【意見⑨】

このため、主な具体的施策・取組としては、

- ・総合評価落札方式の入札において、災害時の協力など地域の安全・安心へ貢献している企業を評価します。
- ・関係機関との防災協定を締結し、災害応急対策の強化を図ります。

### (2) 市町村との連携強化

建設産業が地域の守り手、地方創生の担い手となるためには、その地域の市町村との強力な連携が必要となります。

このため、主な具体的施策・取組としては、

- ・協議会などを通じ、地域建設産業と市町村との連携を強化し、建設産業の振興を図ります。
- ・市町村に総合評価落札方式等の入札制度や、担い手3法<sup>(21)</sup>改正の趣旨を周知することにより、地域建設業の経営の安定化を図ります。

## 4 建設産業の環境整備

### (1) 新分野や道外などへの進出

建設業団体等との意見交換では、多くの建設業者は本業の強化を経営方針にしていますが、年度間や季節による受注工事の増減による影響を平準化するには、新分野や道外などへ進出するのも経営判断の一つとなります。

このため、主な具体的施策・取組としては、

- ・事例紹介などの情報提供や指導・助言のほか、研究開発や販路開拓するための補助や融資などの支援に取り組みます。
- ・道内の技術を活かした事業の販路拡大のため、見本市へ出展します。
- ・新分野への進出した優良企業の表彰などを行います。

### (2) 法令遵守の徹底

道外においては、依然として談合などが行われ、指名停止処分が続いています。公正な競争環境のためにも、引き続き法令遵守が求められています。

このため、主な具体的施策・取組としては、

- ・建設業法や労働安全衛生法などの関係法令の遵守に関するガイドラインなどの周知徹底を行い、建設工事の安全パトロールや下請状況等調査などで関係法令の遵守状況を確認します。
- ・社会保険未加入企業への是正指導や、不正を行った建設業者に対しては、建設業法に基づく監督処分等を行うほか、建設工事請負契約上のトラブルに関する相談等に対しては、「建設ホットライン」で助言します。

このため、北海道の優位性や独自の技術を活かした事業展開などによる、新たな市場への進出が期待されていますが、短期間での経営安定化は容易ではなく、将来を見据えた的確な判断が必要となっています。

## (2) 社会的役割と責任

建設産業は、社会資本の整備はもとより、地域の経済や雇用を支えるとともに、災害時対応など地域の安全・安心を担う重要な役割を担っています。

本道の建設産業においても、地域の建設業協会等を中心として、地方公共団体と災害時の対応などを取り決めた協定を交わし、地域住民の暮らしを守る体制を整えています。

しかしながら、一部ではありますが、建設産業に係る法令違反や施工に係るトラブルが発生しており、建設産業の社会的責任が厳しく問われている案件もあります。

このため、建設産業は、引き続き、法令遵守を徹底し、建設産業のイメージアップを図ることが課題となっています。

## (3) 適切な元請・下請関係

建設業が施工する工事には、様々な工種があり、専門的な技術を要するものも多いことから、総合的管理機能を担う総合工事業者（元請）と直接施工機能を担う多くの専門工事業（下請）からなる分業関係を基本とする重層下請構造となっています。

建設工事の下請負契約は、本来、対等な立場でなされるものですが、金銭的な問題や杭基礎の施工偽装などの事例にみられた施工責任の所在の曖昧さなどの問題が発生しています。

道の下請状況等調査では、調査数に対する指導数は少ないものの、問題の全ては解消していないため、引き続き、適切な元請・下請関係の構築が必要となっています。

## (4) 企業の承継問題

北海道の建設投資額は、平成5年度のピーク時に比べ平成28年度では約54%になっていますが、建設業許可業者数は平成11年度のピーク時に比べ平成28年度では約75%になっています。また、建設業就業者数は、平成7～9年の約35万人をピークに、平成28年では21万人で、約60%になっています。

建設投資額は、減少していましたが、平成22年度を底に近年は増加傾向にあり、また、平成28年夏の台風被害による災害復旧工事の増加により、一部地域では、受注業者が不足する事態も発生しています。

## 【意見⑬】

休日が少ない、労働時間が長いなどの理由が多くなっています。

技術者と技能労働者を比較した場合、技術者<sup>(8)</sup>の減少に比べ、技能労働者<sup>(9)</sup>の減少が大きくなっています。技術者は、工事現場において、施工上の管理をつかさどる者として、管理技術者や主任技術者としての位置付けがありますが、技能労働者には、建設業法の位置付けがないことから適正な評価と処遇を受けられていないことが課題となっています。

また、就職後3年以内に離職する率も高く、建設産業に長く勤めたいと思う仕組みづくりが必要です。

こうした中、国では、「働き方改革実行計画」において、全産業の就業環境の改善を図ろうとしており、建設産業においても、長時間労働の改善などの対応が求められています。

特に、週休2日の導入が求められていますが、北海道は積雪寒冷地であり、工事の適期が短いため、夏場に集中的に施工を行わなければならないことや、給料が日給の場合、休むことによって、直接的に減収になることなどから、週休2日の導入は難しいとの意見が多くなっています。

また、国では、「女性活躍推進法」により、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図ろうとしており、建設産業においても、女性への入職を進め、男女ともに働きやすい就業環境の整備が課題となっています。

### 3 地域の安全・安心の確保

建設産業は、これまで多くの社会資本整備を行ってきましたが、今後は、今までと同様の良質な社会資本整備を求められる一方、これまで建設してきた公共土木施設や建築物等の維持管理や長寿命化なども重要となっています。

さらに、平成28年8月に、台風が北海道に連続して上陸したように、北海道においても、今まで以上に地震や大雨等の自然災害に対し、防災や災害復旧対応への備えが重要となっています。

また、北海道は積雪寒冷地であることから、冬期の道民生活には、除雪による交通ネットワークの確保が不可欠となっています。

これらに対し、地域の安全・安心を確保するには、地域に根ざした建設産業の持続的発展が不可欠であり、地域の守り手、地方創生の担い手として、市町村など一丸となった地域力強化の取組が求められています。

### 4 建設産業の環境整備

#### (1) 新たな市場への進出

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海を有する我が国の食料供給基地であり、全国的にも魅力ある食材の宝庫となっています。

また、積雪寒冷地であり、長い年月を厳しい自然環境で生活してきたことから、北海道独自の技術などが蓄積されています。

## (2) 生産性の向上

建設産業では、建設投資額が減少していたことや少子高齢化の進行、建設業の就業環境のイメージが悪いことなどから、建設業就業者の減少が続いており、担い手対策が重要となっています。

また、現在、国において、働き方改革の検討が進められており、建設産業においても、週休2日の導入や、長時間労働の是正が求められています。

担い手対策や働き方改革を実行するためには、今までよりも少ない人数で同等の成果を出す必要があります、生産性の向上が不可欠のものとなっています。

生産性の向上には、ICTの積極的活用や、国が進めている「i-Construction」の運用が必要となりますが、それらの導入には、初期投資に高額な費用がかかることや、大規模な工事を実施しない中小企業でも対応可能な生産性の向上が課題となっています。

また、工事のピーク時には人員が不足することから、工事の平準化や早期発注を求める声が多くなっているほか、北海道は積雪寒冷地であり、冬期間の施工に大きな制約を受けることから、工事の早期発注や適期施工が求められています。

## (3) 技術力の向上

平成26年に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、将来にわたる公共工事の品質確保が重要とされ、発注者や受注者の責務が明確にされています。

建設産業は、地域の安全・安心を守る使命から、災害時にも強い良質な社会資本を整備できる能力が求められています。

また、インフラの長寿命化など維持管理、更新等に係るコストを縮減、平準化する取組を進めていますが、今後の社会資本整備においても、維持管理の負担が少ない構造物等を造るための技術力が必要となっています。

さらには、営業利益の確保の上でも、技術力の向上により、無駄のない建設作業を行っていく必要があります。

## 2 人材の確保・育成

建設産業が持続的に発展するためには、その基本となる人材が重要な財産であり、技術の承継においても、継続的な人材の確保、育成が欠かせないものとなっています。

しかしながら、少子高齢化の進行のほか、建設産業に対するイメージから、多くの企業において、人材の確保が難航しており、地域によっても、工業高校のありなしや、若い人の都会志向により、入職の状況が違ふとの意見もあります。

建設業者や若年労働者に対して実施したアンケートにおいては、建設業が人材不足になる理由として、業界のイメージ(キツイなど)が悪いという理由のほか、

## (2) 生産性の向上

建設産業では、建設投資額が減少していたことや少子高齢化の進行、建設業の就業環境のイメージが悪いことなどから、建設業就業者の減少が続いており、担い手対策が重要となっています。

また、現在、国において、働き方改革の検討が進められており、建設産業においても、週休2日の導入や、長時間労働の是正が求められています。

担い手対策や働き方改革を実行するためには、今までよりも少ない人数で同等の成果を出す必要があります、生産性の向上が不可欠のものとなっています。

生産性の向上には、ICTの積極的活用や、国が進めている「i-Construction」の運用が必要となりますが、それらの導入には、初期投資に高額な費用がかかることや、大規模な工事を実施しない中小企業でも対応可能な生産性の向上が課題となっています。

また、工事のピーク時には人員が不足することから、工事の平準化や早期発注を求める声が多くなっているほか、北海道は積雪寒冷地であり、冬期間の施工に大きな制約を受けることから、工事の早期発注や適期施工が求められています。

## (3) 技術力の向上

平成26年に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、将来にわたる公共工事の品質確保が重要とされ、発注者や受注者の責務が明確にされています。

建設産業は、地域の安全・安心を守る使命から、災害時にも強い良質な社会資本を整備できる能力が求められています。

また、インフラの長寿命化など維持管理、更新等に係るコストを縮減、平準化する取組を進めていますが、今後の社会資本整備においても、維持管理の負担が少ない構造物等を造るための技術力が必要となっています。

さらには、営業利益の確保の上でも、技術力の向上により、無駄のない建設作業を行っていく必要があります。

## 2 人材の確保・育成

建設産業が持続的に発展するためには、その基本となる人材が重要な財産であり、技術の承継においても、継続的な人材の確保、育成が欠かせないものとなっています。

しかしながら、少子高齢化の進行のほか、建設産業に対するイメージから、多くの企業において、人材の確保が難航しており、地域によっても、工業高校のありなしや、若い人の都会志向により、入職の状況が違ふとの意見もあります。

建設業者や若年労働者に対して実施したアンケートにおいては、建設業が人材不足になる理由として、業界のイメージ(キツイなど)が悪いという理由のほか、

### 3 建設産業の特性

建設産業には、次のような特性があります。

- ・ 注文を受けて完成させるという受注産業

建設産業は、発注者からの注文を受けて業務に取りかかり、完成させるという受注産業です。そのため、他の産業のように労働力や機械が空いているときに、生産しておくという生産調整ができず、労働力や機械の計画的な配分が難しい産業です。

- ・ 労働力を必要とする産業

建設工事は、その施工する土地や自然環境に大きな影響を受けるため、現場に応じて、様々な対応が必要になります。そのため、機械化は進んでいますが、画一的な製品をつくる他の産業のようなオートメーション化が難しく、人力に頼る作業が多いのが特徴です。

- ・ 元請・下請で構成される産業

建設業の一般的な工事現場では、工種に応じて専門的な技術が必要となり、主に現場の管理を行う元請のもとに、下請や孫請の専門工事業者で構成される重層的な構造となっています。

- ・ 屋外作業が多い産業

建設工事は、屋外で行うことが主であり、天候や災害などの自然環境に大きく影響を受けます。特に、北海道は積雪寒冷地であるため、建設工事の施工に適している時期が限られており、一年を通じて利益をあげることが難しくなっています。

- ・ 地域づくり産業

建設産業は、地域の経済発展に寄与するだけでなく、地域の雇用も支えるなど、地域に根ざした産業です。また、日頃の維持管理や災害発生時の対応に果たす役割は大きいものがあるほか、地域貢献など幅広い地域の課題に向き合う地域に密着した産業です。

### 4 建設産業を取り巻く国や道の動き

建設産業を取り巻く環境は大きく変わっており、建設投資額も、長期にわたり減少が続いていましたが、平成22年度を底として、増加傾向にあることから、多くの企業の経営方針は、本業維持・拡充に移ってきています。

また、高度経済成長期に整備された多くの社会資本の老朽化が進んでおり、日々の維持管理だけではなく、長寿命化を図ることが必要であり、公共事業は補修系事

## 2 技術をつなぐ担い手確保・育成の強化

### (1) 働き方改革

建設産業は、他の産業に比べ、週休2日の導入や長時間労働改善などの対応が遅れており、建設業就業者の入職が進んでいないことから、就業環境の改善が必要となっています。

このため、主な具体的施策・取組としては、

- ・「ほっかいどう働き方改革支援センター」<sup>(19)</sup>などを設置し、就業環境の整備に係る相談や、労働関係法制などの普及啓発を行います。
- ・「北海道あったかファミリー応援企業登録制度」<sup>(20)</sup>の実施などにより、両立支援に係る法や制度の普及啓発を行います。
- ・建設労働者の労働環境を積極的に整備している企業の表彰を行います。
- ・ICTを活用した書類等の簡素化や施工簡略化を図り、週休2日制工事の導入、超過勤務の削減に努めます。
- ・労働市場の実勢価格を把握し、適切な賃金水準の確保を図ります。
- ・早期発注や、余裕のある工期の設定に努めるなど、施工時期等の平準化に努めます。
- ・安全パトロールを実施し、施工体制や安全対策等の適正化について指導・啓発を行います。
- ・総合評価落札方式による入札で、主任技術者等の教育や、新卒者等の雇用、通年雇用化など、人づくりの強化に取り組む企業に対する評価を行います。
- ・建設業退職金共済制度の加入状況等の把握や、社会保険の未加入企業への是正指導等を行います。
- ・建設業団体や道発注工事の請負業者等に対して、一人親方等に対する労災保険の特別加入制度の周知を図ります。

### (2) 担い手の確保

建設業就業者数は引き続き減少しており、建設産業の持続的発展のためには、担い手の確保が喫緊の課題となっております。

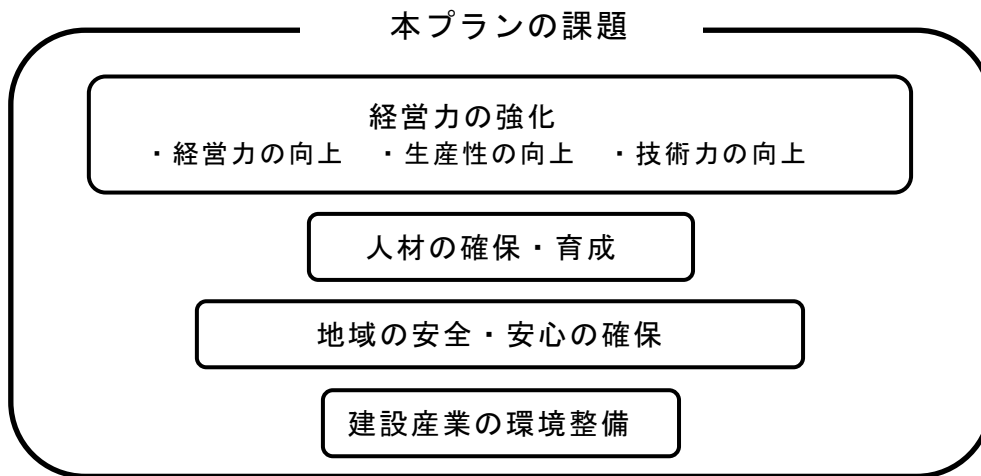
このため、「(1) 働き方改革」で記載した施策・取組のほか、主な具体的施策・取組としては、

- ・「北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会」において、建設業団体、職業訓練機関、関係行政機関等が技術者・技能労働者などの担い手の現状や課題に関する認識を共有し連携を強化するなど、担い手の確保・育成の取組の効果的な推進につなげます。
- ・「北海道建設業サポートセンター」やメールマガジンなどで、各種支援施策などの情報提供や、建設産業の役割、重要性の発信を行います。
- ・建設産業が担っている、道路や河川などの社会資本整備や住宅などの建築などについて、広く道民に紹介するためパネル展を開催します。



## 第5章 本プランの施策・取組の展開

第4章では、建設産業の課題を次のように整理しました。



本道の建設産業は、道民生活や社会経済活動の基盤となる社会資本整備はもとより、自然災害に対しては、地域の安全・安心を守るために、地域の先頭に立ち、迅速な復旧に努めています。また、地域の雇用創出や地域経済発展に寄与するという地域づくり産業であり、地域にとっては欠くことのできない産業です。

このようなことから、本プランにおいては、「地域の安全・安心に欠かせない建設産業の持続的発展」を基本方針とします。

さらに、その基本方針達成のための目標として、

「将来に続く経営力の強化」

：企業が将来にわたって持続的な経営を可能とするためには、そのベースとなる「経営力」、「生産性」、「技術力」の向上が必要

「技術をつなぐ担い手確保・育成の強化」

：企業の存続や技術の承継のためには、継続的な人材の確保や育成が重要となっており、働き方改革や担い手確保・育成などが必要

「地域の安全・安心の確保」

：大規模自然災害が頻発する中、地域の安全・安心を守るためには、企業の地域に根ざした地域力の強化が必要であり、そのためには、建設産業と市町村の連携も必要

「建設産業の環境整備」

：建設産業の持続的発展には、建設産業を取り巻く様々な事業実施環境が整っていることが必要

（ そのようなことから、建設産業の過剰供給構造は、一定程度、解消されてきており、近年は、後継者難から、企業の承継問題が多くなっています。 ）

（５）公正な市場環境づくり

北海道は、全国に比べ、広大な大地を有することなどから、民間工事よりも公共工事が多く、北海道の建設投資額に対する公共投資額の割合は、平成２８年度で５９％を占めているなど、北海道における公共工事の建設産業に与える影響は大きいものがあります。

また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、行き過ぎた価格競争を是正することが重要とされ、発注者や受注者の責務が明確にされたところで

す。今後とも、道発注工事において、建設産業が持続・成長できる公正な市場環境づくりが課題となっています。

## (2) 生産性の向上

建設産業では、建設投資額が減少していたことや少子高齢化の進行、建設業の就業環境のイメージが悪いことなどから、建設業就業者の減少が続いており、担い手対策が重要となっています。

また、現在、国において、働き方改革の検討が進められており、建設産業においても、週休2日の導入や、長時間労働の是正が求められています。

担い手対策や働き方改革を実行するためには、今までよりも少ない人数で同等の成果を出す必要があります、生産性の向上が不可欠のものとなっています。

生産性の向上には、ICTの積極的活用や、国が進めている「i-Construction」の運用が必要となりますが、それらの導入には、初期投資に高額な費用がかかることや、大規模な工事を実施しない中小企業でも対応可能な生産性の向上が課題となっています。

また、工事のピーク時には人員が不足することから、工事の平準化や早期発注を求める声が多くなっているほか、北海道は積雪寒冷地であり、冬期間の施工に大きな制約を受けることから、工事の早期発注や適期施工が求められています。

## (3) 技術力の向上

平成26年に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、将来にわたる公共工事の品質確保が重要とされ、発注者や受注者の責務が明確にされています。

建設産業は、地域の安全・安心を守る使命から、災害時にも強い良質な社会資本を整備できる能力が求められています。

また、インフラの長寿命化など維持管理、更新等に係るコストを縮減、平準化する取組を進めていますが、今後の社会資本整備においても、維持管理の負担が少ない構造物等を造るための技術力が必要となっています。

さらには、営業利益の確保の上でも、技術力の向上により、無駄のない建設作業を行っていく必要があります。

## 2 人材の確保・育成

建設産業が持続的に発展するためには、その基本となる人材が重要な財産であり、技術の承継においても、継続的な人材の確保、育成が欠かせないものとなっています。

しかしながら、少子高齢化の進行のほか、建設産業に対するイメージから、多くの企業において、人材の確保が難航しており、地域によっても、工業高校のありなしや、若い人の都会志向により、入職の状況が違ふとの意見もあります。

建設業者や若年労働者に対して実施したアンケートにおいては、建設業が人材不足になる理由として、業界のイメージ(キツイなど)が悪いという理由のほか、